

漁業制度資金金利一覧表

令和8年(2026年)6月18日以降

(1) 漁業近代化資金

(単位: %)

資金の種類		漁業者 (個人施設)						漁協等 (共同利用施設)					
		基準金利		利子補給率		末端金利		基準金利		利子補給率		末端金利	
		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
1号資金 漁船	20t未満の漁船 (個人施設)	4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)	4.35 (3.50)	4.05 (3.20)	1.25 (0.40)	1.25 (0.40)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)
	20t以上の漁船 (個人施設)	4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)						
2号資金 漁船漁具保管修理施設等		4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)	4.35 (3.50)	4.05 (3.20)	1.25 (0.40)	1.25 (0.40)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)
3号資金 漁場改良造成用器具等		4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)	4.35 (3.50)	4.05 (3.20)	1.25 (0.40)	1.25 (0.40)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)
4号資金 漁具等		4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)	4.35 (3.50)	4.05 (3.20)	1.25 (0.40)	1.25 (0.40)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)
5号資金 水産動植物の種苗の購入等		4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)	-	-	-	-	-	-
6号資金 漁村環境整備施設		-	-	-	-	-	-	4.35 (3.50)	4.05 (3.20)	1.25 (0.40)	1.25 (0.40)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)
7号資金 農林水産大臣特認資金		4.35 (4.15)	4.05 (3.85)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)	4.35 (3.50)	4.05 (3.20)	1.25 (0.40)	1.25 (0.40)	3.10 (3.10)	2.80 (2.80)

表中()内は、農林中央金庫直貸によるもの。

(2) 漁業経営維持安定資金

(単位: %)

資金の種類	基準金利		利子補給率		末端金利	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
沿岸(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業(漁業許可省令第2条第3号に掲げる漁業をいう。)、かつお・まぐろ漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるものを除く。))を主として営む中小漁業者以外の中小漁業者に貸し付ける場合)			1.25	1.25	3.10	2.80
遠洋(以西底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「漁業許可省令」という。))第2条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。))又はかつお・まぐろ漁業(漁業許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下同じ。))のうち総トン数20トン以上120トン未満の動力漁船によるものを主として営む中小漁業者に貸し付ける場合)	4.35	4.05	0.80	0.80	3.55	3.25